

文久四年二月六日より文久四年二月七日まで

P8311083 right

段過済大庄屋申聞し如く断り申述る、宮へ小休、金ヶ瀬手前稻荷社殿にて野立同所に
(大田(河)原泊)郡方役人 並荏田郡大庄屋出迎へり、第五字時前大川原駅へ着、当宿は町数
戸口とも相応

少なくすといへとも白石駅に比すれば都鄙の相違にて、人家何れも粗悪、監察同行等にては
必らず

旅宿差支あるべく思はる、(此旅宿も前日越御同様の亭也とぞ)領主口上を以、郡方役人来り

宿内取締のため本陣に詰間

相応の用事可申談旨申聞、且当駅初ての旅宿に付、領主の命により酒肴を設けに付、受納
有し度段申ぶ、飲食所の儀故、伺済を以受納すへき旨、相併実は迷惑の

至りに付、受納の積り取斗呉様為申談処、委細承知の旨也、○自嘆、鹵簿(※)朝此日

喝道行藩臣駅吏 送還迎自嘆埋没 官途了何日成 風

月情○輿中、眠覚則吟罷 俗塵毫不無到 身辺偶

学得飛仙忝坐望 風光看々遷

P8311083 left

七日 寅晴 朝四十五(撰氏七)度 昼五十(撰氏十)度

朝第六字時半過出立、途中柴田郡(南方)大庄屋某出迎おり付添ふ、右の近傍岡山あり昔年原田
甲斐陣屋地の旧跡(居住)也といふ、柴田郡の内也、船迫小休、槻木小休、途中名取郡大庄屋出迎
付添

是迄付添の大庄屋に交代せしならん、郡名の替る場所にて交替する由、第十字時前午休所

(岩沼休)岩沼宿へ着、仙台領古内左近内火の元取締役のもの二組各所に相詰会釈す、此の旅宿大

川原駅

出外れよりは是迄の間、大抵あぶくま川へ添う道を取れり、午休所へ領主代官守屋次来り

当宿より

領内附添用弁相達可申申聞る、第十一時前出立、前書古内左近家来兩人見送り火の元取締り

役一組

相詰会釈す、植松村地内、館腰明神社殿野立、途中柴田郡北方大庄屋出向ふ、中田小休名取川

(片瀬川の支)を

長町に至り広瀬川橋を越、同町内において小休、同所は格別豪華家は見へなれども相応繁栄の躰に
て

乞丐(※)杯徘徊するを見受たり、当町は町数六町夫より在方町式町ありて、直城下町へ入る由一
応

*1:鹵簿(ろぼ)、行幸のときの行列

*2:乞丐(かたい)、乞食のこと

(○)内は細字双行(一行に小さい文字で二行書き)などの場合です。

□印は解読未了の文字です。私の実力ではすぐ解読できません。

【判読不可】、■は、文章の一部に汚れ、虫食いにより文字が無い等です。